

○荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則

平成元年 2月15日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例（昭和63年荒川区条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規定による申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）の指定予定期間に属する各年度の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 役員名簿その他団体の概要が分かる書類
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度の財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書（ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された団体にあつては、設立時における財産目録）
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 当該団体の活動実績書
- (7) その他区長が必要と認めるもの

(事業報告書)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定により指定管理者は、区長が指定する日までに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なもの

(一部改正〔令和5年規則38号〕)

(提供するサービス)

第4条 条例第3条の規定により各サービスセンターが提供するサービスは、別表のとおりとする。

2 条例第3条第6号に掲げるサービスの内容は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める要介護者又は要支援者に該当しないと判定された者で介護状態への予防が必要と認められるものに対して行う生きがい、趣味活動、日常動作訓練等のサービス（以下「生きがい活動支援通所サービス」という。）その他のサービスとする。  
（利用の申請等）

第5条 条例第3条第5号に掲げるサービスを利用しようとする者は、口頭又は書面で申請を行うことができる。

2 条例第3条第6号に掲げるサービスを利用しようとする者は、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用申請書（別記第1号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用の承認）

第6条 区長は、前条第1項の申請に対する承認は、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用受付簿（別記第2号様式）へ必要な事項への記載をもって行うものとする。

2 区長は、前条第2項の規定による利用の申請を承認したときは、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用承認書（別記第3号様式。以下「承認書」という。）を交付し、利用の申請を承認しないときは、その理由を付して荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用不承認書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（承認書の提出）

第7条 前条の規定により承認書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、サービスセンターの利用に際し、当該承認書又は登録証を係員に提示しなければならない。

（原材料費等）

第8条 条例第13条第2項の規定により指定管理者が徴収できる原材料費等は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号から第4号までに掲げるサービスの利用者 食事の提供に要する費用その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、実費に相当する額
- (2) 条例第3条第5号に掲げるサービスの利用者 教材の提供に要する実費に相当する額
- (3) 生きがい活動支援通所サービス 提供を受けるサービスの内容に応じ、次に掲げる

額を合算した額

ア 基本額 1回につき470円

イ 食事の提供に要する費用 1食につき実費に相当する額

ウ 入浴料 1回につき 40円

エ 送迎料 片道 50円

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者が生きがい活動支援通所サービス（食事の提供に要する費用を除く。）の提供を受ける場合は、費用を徴収しないものとする。

（利用承認事項の変更等）

第9条 利用者は、利用の承認を受けた事項の変更又は利用の取消しをしようとするときは、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用承認事項変更・取消申請書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を承認したときは、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用承認事項変更・取消承認書（別記第6号様式。以下「変更等承認書」という。）を交付するものとする。

- 3 変更等承認書は、サービスセンターの利用に際し、係員に提示しなければならない。

（利用料金の減額）

第10条 条例第13条第4項の規定により利用料金を減額することができる場合は、別に定める生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証（他の市区町村長が交付する同種の確認証を含む。以下「確認証」という。）の交付を受けた者が指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第5号に規定する法定代理受領サービスに該当する通所介護のサービスの提供を受けた場合とし、減額することができる額は、条例第13条第1項に規定する利用料金の額から当該利用料金の額の100分の90に相当する額を控除して得た額に確認証に記載された軽減割合を乗じて得た額とする。

- 2 条例第13条第4項の規定により利用料金の減額を受けようとするときは、確認証を提示しなければならない。

（利用承認の取消し等）

第11条 区長は、条例第14条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を停止するときは、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用承認取消・停止通知書（別記第7号様式）を交付するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（利用者の義務）

第12条 利用者は、サービスセンターの利用に際し、条例及びこの規則を遵守するほか、係員の指示に従わなければならない。

(入館の制限)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、サービスセンターへの入場を断り、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがあると認められる者
- (2) 飲酒又は薬物の影響等のある者
- (3) サービスセンター内において、許可なく物品の販売その他の営業行為をすると認められる者
- (4) 前3号のほか、管理上支障があると認められる者

(委任)

第14条 条例及びこの規則に定めるもののほか、サービスセンターの管理及び運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、利用の申請その他利用のために必要な準備行為に係る規定については、平成元年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第9号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成4年12月11日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第12号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月1日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月1日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第39号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第35号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月20日規則第59号）

この規則中第1条の規定は平成17年10月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第27号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月18日規則第78号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規則第47号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第22号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（令和元年7月9日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第10号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（令和4年3月31日規則第16号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（令和5年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第22号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日規則第15号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（一部改正〔平成26年規則47号・27年22号・28年11号・令和元年8号・2年10号・4年16号・6年22号・7年15号〕）

名称	提供するサービス
荒川区立南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター	条例第3条第1号及び第4号から第6号までに掲げるサービス
荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター	条例第3条第1号及び第4号から第6号までに掲げるサービス
荒川区立花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター	条例第3条第1号及び第4号から第6号までに掲げるサービス
荒川区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	条例第3条第1号から第6号までに掲げるサービス

別記第1号様式(第5条関係)

荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用申請書

年 月 日

荒川区長 殿

在宅高齢者通所サービスセンターの利用を次のとおり申請します。

申請者	住所	荒川区		丁目	番 号	方・荘	
	氏名					☎	
	生年月日	年	月	日生( 歳)			
	要介護認定	1 判定済(下欄に記載) 2 未申請 3 申請中(判定結果未着)					
	被保険者番号			要介護度	非該当(自立) 要支援 要介護(1・2・3・4・5)		
代理人	住所	荒川区		丁目	番 号	☎	
	氏名			申請者との続柄		歳	
緊急連絡先	日中に連絡のとれる方を記入してください。代理人と同じ場合は、記入不要です。						
	住所	荒川区		丁目	番 号	☎	
利用サービス	氏名			申請者との続柄			
	生きがい活動支援通所サービスその他のサービス			[希望理由]			
同居の家族	氏名	年齢	続柄	職業	主な介護者に○印	備考(電話)	



別記第3号様式(第6条関係)

荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用承認書

年 月 日

様

荒川区長



年 月 日付けで申請のあったサービスセンターの利用について、下記のとおり承認します。

記

申請者 (本人)	住 所	荒川区		丁 目	番 号	方・荘
	氏 名					年 月 日生( 歳)
利 用 サー ビス	生きがい活動支援通所サービスその他のサービス					
サー ビス セン ター の 名 称						
利 用 料						
利 用 承 認 期 間 及 び 利 用 日	年 月 日～		年 月 日		利用回数	週 回
	利用開始日・利用日など詳しいことは、サービスセンターからお知らせします。					
利 用 上 の 注 意	1 利用開始日には必ず本承認書をサービスセンター受付へ提示して下さい。 2 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届けて下さい。 3 サービスセンター職員の指示に従って下さい。 4 病気・事故等のために処置(入院等)する必要が生じた場合は、区及びサービスセンターの指示に従って下さい。					
	上記の事項に違反する場合又は条例・規則等に反する場合は、利用の承認を取り消し、又は停止する場合があります。					

別記第4号様式(第6条関係)

荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター利用不承認書

年 月 日

殿

荒川区長

年 月 日付で申請のあった事業の利用については、下記のとおり不承認とします。

記

申請者	住所	荒川区 丁目 番 号 方 荘 号		
	氏名		年 月 日	生 歳
不承認の理由				

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第5号様式(第9条関係)

荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター

変更  
利用承認事項 申請書  
取消

年 月 日

荒川区長 殿

申請者 住 所  
氏 名

在宅高齢者通所サービスセンターの下記の利用承認事項は、都合により変更・取り消ししたいので、下記のとおり申請します。

記

承認事項	利用サービス名 利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
変更事項	
取消事項	

別記第6号様式(第9条関係)

荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター

変更  
利用承認事項 承認書  
取消

年 月 日

殿

荒川区長 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった利用承認事項の<sup>変更</sup>取消について、下記のとおり承認します。

記

承認事項

(変更事項)

(取消事項)

※ 変更の場合はこの承認書をサービスセンターの利用に際し、係員に提示してください。

別記第7号様式(第11条関係)

荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター

取消  
利用承認 通知書  
停止

年 月 日

殿

荒川区長 氏名

印

荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例第14条の規定に基づき、利用承認の取消・停止を通知します。

記

利用承認の取消・停止の理由

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

（全部改正〔令和 4 年規則16号〕）

別記第 2 号様式（第 6 条関係）

別記第 3 号様式（第 6 条関係）

（全部改正〔令和 4 年規則16号〕）

別記第 4 号様式（第 6 条関係）

（全部改正〔令和 4 年規則16号〕）

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

（一部改正〔平成28年規則11号〕）

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

（一部改正〔平成28年規則11号〕）

別記第 7 号様式（第11条関係）

（全部改正〔平成28年規則11号〕）